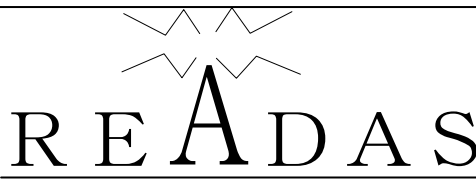


第 4414 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2012年)平成24年 2月 2日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 親子で農業を営む場合の事業主

Q：親子で農業を営む場合、事業主は誰になるのですか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

生計を一にしている親子間で農業を営んでいる場合、事業主が誰であるかは、両者の年齢、農耕能力、耕地の所有権の所在等を総合勘案して、その農業の経営方針の決定につき支配的影響力を有すると認められる者がその農業の事業主に該当するものと推定する扱いになっています。ただし、この場合において、その支配的影響力を有すると認められる者が誰であるか明らかでないときは、次に掲げる場合、それぞれ次に掲げる者が事業主に該当するものと推定し、その他の場合は生計を主宰している者が事業主に該当するものと推定することとされています。

- ①親と子が共に農耕に従事している場合
その従事している農業の事業主は、親。ただし、子が相当の年齢に達し、生計を主宰するに至ったと認められるときは、子。
- ②生計を主宰している親が他に主たる職業を有し、子が主として農耕に従事している場合は、子。ただし、子が若年であるとき、又は親が本務の傍ら農耕に従事しているなど親を事業主とみることを相当とする事情があると認められるときは、親。
- ③生計を主宰している子が他に主たる職業を有し、親が主として農耕に従事している場合は、原則として農耕に従事している者

